

壬生町地域展開推進計画

2026. 6. 4 壬生町教育委員会

令和 8 (2026) 年度	
1	移行済の地域クラブ（壬生中・南犬飼中各 1 種目）運営の継続
2	町内中学校への部活動指導員の配置継続
3	町生涯学習課に部活動地域移行支援員（町会計年度任用職員）を 2 名を配置継続
4	地域クラブ指導者及び部活動指導員への研修実施
5	部活動地域展開に関する経費は、国庫補助等を活用の上、町の負担とする。
6	町指導者バンクの充実
7	令和 9（2027）年度以降の地域展開に向けた諸準備 ・クラブ化可能な部活動の選定 ・持続可能な運営方針の検討 ・連携可能な地域クラブ等について実情把握 ・スポーツクラブ、スポーツ少年団等との話し合い
8	地域展開に係る基本方針の改正※国・県プラン改正に伴う内容の調整
9	新たにクラブ化する部活動について学校・顧問・保護者との協議
10	平日部活動の地域クラブ化・国庫以外の財源確保方法について継続的な情報収集を実施

令和 9 (2027) 年度	
1	移行済の地域クラブ（壬生中・南犬飼中各 1 種目）運営の継続及び移行可能となった地域クラブの運営開始。
2	町内中学校への部活動指導員の配置継続
3	町生涯学習課に部活動地域移行支援員（町会計年度任用職員）を 2 名を配置継続
4	地域クラブ指導者及び部活動指導員への研修実施
5	部活動地域展開に関する経費は、国庫補助等を活用の上、町の負担とする。
6	町指導者バンクの充実
7	令和 10（2028）年度以降の地域展開に向けた諸準備 ・クラブ化可能な部活動の選定 ・持続可能な運営方針の検討 ・連携可能な地域クラブ等について実情把握 ・スポーツクラブ、スポーツ少年団等との話し合い
8	平日部活動の地域クラブ化・国庫以外の財源確保方法について継続的な情報収集を実施

令和 10(2028)年度以降	
1	休日部活動の地域クラブ化について可能な範囲で進めていく。なお、平日部活動のクラブ化は生徒負担が大きいため慎重に対応する。保護者の費用負担については全クラブが移行可能となった時点を開始の目安とする。
2	地域指導者、生徒、教職員、保護者のすべてが輝くそして生徒にとって最高の指導環境づくりをめざす。